	(2) 脂肪分が全重量の1.5%を超え26%以下のもの																								
	〔1〕 バターミルクパウダーその他の固形状の物品																								
	－ 独立行政法人農畜産業振興機構が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和40年法律第112号）第13条第1項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第2項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの																								
040390.121	－－ 砂糖を加えたもの		Xq1																						
040390.122	－－ その他のもの		Xq1																						
040390.123	－ その他のもの	29.8%及び1kgにつき582円	TRQ	TRQ-23, S	TRQ	TRQ	TRQ	TRQ	TRQ	TRQ	TRQ	TRQ	TRQ	TRQ	TRQ	TRQ	TRQ	TRQ	TRQ	TRQ	TRQ	TRQ	TRQ	TRQ	TRQ
	〔2〕 その他のもの																								
	－ その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの																								
040390.126	－－ 砂糖を加えたもの	35.0%	R6		32.1%	29.2%	26.3%	23.3%	20.4%	17.5%	17.5%	17.5%	17.5%	17.5%	17.5%	17.5%	17.5%	17.5%	17.5%	17.5%	17.5%	17.5%	17.5%	17.5%	17.5%	17.5%
040390.127	－－ その他のもの	25.0%	R6		22.9%	20.8%	18.8%	16.7%	14.6%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%
040390.128	－ その他のもの		X	S																					
	(3) 脂肪分が全重量の26%を超えるもの																								